

山口県済生会下関総合病院共同利用運営規程

〈目的〉

第1条 本規程は、山口県済生会下関総合病院（以下「病院」という。）と下関二次医療圏域及びその周辺に住所を有する医師等が、病院の機能の一部を共同利用することにより、それぞれの機能を補完し、地域医療の発展に寄与することを目的とする。

〈共同利用を行う医師〉

第2条 共同利用を行う者は、病院に対して別紙様式により申し出た者のうち、所在する地区医師会の承認を得た者（以下「登録医」という。）とする。

2 地区医師会への承認手続きは、病院が一括して行うものとする。

〈共同利用の対象施設〉

第3条 共同利用の対象となる施設、設備等は次のとおりとする。

- (1) 共同利用のための専用病床（以下「共同利用病床」という。）
- (2) 高額医療機器等
- (3) 図書室
- (4) その他、院長が必要と認める施設、設備等

〈対象施設の利用〉

第4条 共同利用病床の入院患者の診療及び指導は、登録医と病院の主治医（以下「主治医」という。）が共同して行うものとする。主治医が不在の場合は、当該診療科長又は副科長が代行する。

2 共同利用病床の入院患者は、急性期医療を必要とする患者とする。

3 共同利用病床・高額医療機器等及び図書室の利用は、別に定める。

〈共同利用時間〉

第5条 共同利用時間については、病院の休日を除く月曜日から金曜日まで

共同利用病床：8:30～17:00（入院手続き）

共同利用機器：9:30～12:00

〈利用者の義務〉

第6条 第3条に定める施設、設備等を共同利用する場合は、山口県済生会下関総合病院の諸規定を遵守しなければならない。

〈医療事故等の対応〉

第7条 共同利用時に生じた医療事故等については、山口県済生会下関総合病院の諸規定に基づき対応する。

〈秘密の厳守〉

第8条 登録医は、共同利用時に知り得た個人情報を正当な理由なく、第三者に開示、漏洩してはならないものとする。

〈経費の負担〉

第9条 共同利用にかかる経費は、病院負担とする。

〈診療報酬の請求〉

第10条 共同利用に伴う診療報酬の請求は、登録医と病院双方が独自に行う。

〈運営委員会の設置〉

第11条 共同利用の実施に関する事項を審議するため別途、「山口県済生会下関総合病院地域医療支援病院運営協議会」を設置する。

〈その他〉

第12条 本規定の細部については、別に定めるものとする。

附 則

この規定は、平成23年 5月 9日から施行する。